

一般社団法人 S.C.P. Japan セーフガーディングポリシー

前文

一般社団法人 S.C.P. Japan (以下、「本団体」とする) は、スポーツや運動を通じて「一人ひとりが自分らしく歩んでいける未来を創る」というビジョンの達成を目指して活動している団体です。本団体は、障害の有無、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的な意見、出身、出自、経済レベル、その他の身分などのいかなる理由による、いかなる種類の差別に反対し、基本的人権を守るため、2020 年 12 月「セーフガーディングポリシー」を策定いたしました。

スポーツや体育の現場は、国内に限らず暴力や虐待、ハラスメントが絶えません。指導者と選手、ファシリテーターと参加者との間で力の差が生まれやすく、閉鎖的なスポーツや体育の現場は、暴力、虐待、ハラスメントの温床になりやすいことが多くの調査で明らかとなっています。近年、国際オリンピック委員会(IOC)をはじめとする国際スポーツ団体から、多くの草の根スポーツプログラムに至るまで、セーフガーディングポリシーの策定とその運用が推奨されています。さらに、International Safeguards for Children in Sport (スポーツにおける子どものための国際保護措置)によって、毎年8月8日が「安全なスポーツの日(#SaferSportDay)」に定められ、スポーツ現場における安全と安心を保つ責任が啓発されています。

共生社会を目指して、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進にスポーツや運動を通じて取り組む本団体は、このようなスポーツの負の側面に目を逸らさず、あらゆる暴力・虐待・ハラスメントを未然に防ぎ、本団体のプログラムに安心してご参加いただけるような環境を整える義務があると考えています。

活動にあたり本団体のスタッフ及びすべての関係者はこの方針を遵守し、多様化するあらゆる危害から子どもたちをはじめとする参加者を守る意識をより一層高めていきます。そして、「一人ひとりが自分らしく歩んでいける<u>安全な</u>未来」をつくるため、本団体の行うあらゆる活動において、予防、報告、対応、周知の4つの柱を通じて、セーフガーディングへの取り組みにコミットします。

目的

このポリシーの目的は人々を守ること、とりわけ子どもたちや、成人でも危険にさらされている人たち、援助を受けている人たちを、本団体に関わることに起因する如何なる危害からも守ることを目的としています。ここに含まれる危害とは次によるものです。

- 本団体のスタッフや関係者の行動によるもの
- 本団体のプログラム活動の設計と実施によるもの

このポリシーは本団体の義務を定め、職員や関係者に対しセーフガーディングに関する責任を明確 にします。

セーフガーディングとは

セーフガーディングとは人々の健康や幸福、人権を守り、すべての人があらゆる危害、虐待、無視、 搾取から保護され、自由に生きることを可能にするということを意味しています。

本団体においては「組織に関わる人々、組織運営、事業が、子どもたちや、成人でも危険にさらされている人たちにあらゆる形態の危害を与えないことを確実にするために、組織が負うべき責任」とします。

適用範囲

- 本団体に携わる全ての職員、役員、関係者。
- 関係者が本団体に関連する仕事を請け負ったり、実際に訪問したりして従事している期間
- 本団体の関係者は、以下とする
 - ボランティア、インターン
 - コンサルタントなど、すべての請負業者
 - 協力団体を含むすべてのパートナー
 - 活動に参加するゲスト、来訪者、支援者(個人、法人)

周知

- 本団体は、本ポリシーについて、広くその周知に努めます。
- 本ポリシーは、事業活動自体のみならず、周辺活動にも適用することを確認します。例えば、 取材に訪れる報道関係者、視察に訪れる政治家・企業関係者のほか、すべての訪問者に対して、 可能な限りで本ポリシーの説明を行います。特に、報道関係者に対しては、予め子ども・若者 成人でも危険にさらされている人たちを守るための取り決めを示します。
- 活動に参加、参画するすべての子ども(および、成人でも危険にさらされている人たち)に対し、本ポリシーについて説明し、相談したいときに相談しやすい環境を整え、セーフガーディングのために「安心安全相談窓口」を周知します。

予防

(本団体の責任)

本団体は、

- 全てのスタッフが本ポリシーを熟読し、しっかり理解し、その責任を自覚していることを約束 します。
- 本団体との接触により生じる可能性のあるあらゆる危害から人々を保護できるように、すべて のプログラムと活動を適切に設計し、取り扱います。これには、プログラムの過程で集められ た個人情報も含まれます。

- スタッフおよび関係者の採用、管理、配置時にセーフガーディングのための厳格な手順を実施 します。
- スタッフが組織における役割に見合ったレベルで、セーフガーディングに関する研修を受けられるようにします。
- セーフガーディングに関する懸念事項の報告を、迅速かつ適切なプロセスに従ってフォローアップします。

(スタッフの責任)

1. 子どもの保護

本団体のスタッフと関係者は、

- いかなる 18 歳以下の子どもとも、性的な関係をもちません。
- 子どもに対する性的虐待、性的搾取をしません。
- 子どもに身体的、心理的虐待をしません。またネグレクトもしません。
- 児童労働や人身売買を含む、子どもに対するいかなる商業的搾取活動にも従事しません。
- 子どもの権利を侵害するような不当な扱いや、いかなる差別もしません。

2. 成人の保護

本団体のスタッフと関係者は、

- 危険にさらされている成人に対する性的虐待、性的搾取をしません
- 危険にさらされている成人に対して身体的、心理的虐待をしません。また、ネグレクトもしません。
- すべての成人に対して、人権を侵害するような不当な扱いや、いかなる差別もしません。

3. その他

本団体のスタッフと関係者は、

- セーフガーディングポリシーの違反を防止し、ポリシーの実施を促進する環境の構築と維持に 貢献する義務を負います。
- 本団体のスタッフと関係者による、セーフガーディングポリシーの違反に関する懸念または疑 念を、適切な職員に報告する義務を負います。

報告

本団体は、セーフガーディングに関する問題を報告するための安全で適切でアクセス可能な手段を、スタッフや当組織が協力する地域社会に提供することを保障します。また、本団体は、一般市民、業務パートナー、公的機関等の外部からの苦情を受け付けます。

(セーフガーディングに関する懸念事項を報告する方法)

セーフガーディングに関する不満や懸念があるスタッフは、直ちにセーフガーディングオフィサー

(必要に応じて)または職員に報告する必要があります。スタッフがセーフガーディングオフィサーまたは職員に報告することに満足していない場合 (例えば、報告が真剣に受け止められていないと感じた場合、またはその人が懸念に関与している場合)、他の適切な団体の相談窓口を通じて報告することができます。 たとえば、以下のような団体です。

- 日本スポーツ協会
- 各地域の行政機関や福祉保健局

•

対応

- 本団体は、ポリシーや手続きに関する懸念事項、セーフガーディングに関する報告書、法的義務をフォローアップします(関連するポリシーにおける、セーフガーディングに対する懸念についての報告および対応の手順を参照します)。
- 本団体は、ポリシー違反の職員に対して適切な懲戒措置を適用します。
- 本団体は、正式な内部対応(内部調査など)が行われるかどうかに関わらず、スタッフまたは 関係者から被害を受けた人たち(サバイバー)に対して支援を行います。 支援に関する決定 は、サバイバーの本意に寄り添います。

守秘義務

セーフガーディングの問題点に対処する際には、そのすべての過程で機密性を維持することが不可 欠です。問題点とその後の対処に関する情報は、知る必要がある範囲で共有し、常に適切な情報管 理を徹底します。

沿革

セーフガーディングポリシー 2020年12月 制定、適用 2021年6月 改訂 2022年4月 改訂

関連する指針

- セーフガーディングの行動規範
- セーフガーディングに関する報告の取り扱い手順

各用語の定義

- 子ども:18歳未満の人。
- 成人でも危険にさらされている人: 時には脆弱な成人とも呼ばれます。障害、年齢、病気等の理由で介護を必要としている、また

は必要としている可能性のある人、自分の身の周りのことを自身で行うことが難しい人、また は重大な危害や搾取から身を守ることが難しい人を指す。

• 危害:

個人の権利に対する身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、性的搾取、ネグレクト、商業的搾取、 その他の人権侵害行為。

• 身体的虐待:

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど、大人または子どもにかかわらず、他者により実際に身体的な害が及ぶこと、もしくは、そのおそれがあること

• 心理的虐待:

悪い印象を与える呼び出し、絶え間ない批判、軽視、永続的な恥ずかしめ、孤独な監禁、孤立などの屈辱的で品位を傷つける扱い(しかしこれらに限定されない)など、継続して心理的/精神的な危害を与えることで、精神的な健康を阻害すること。

性的虐待:

暴力による、または不平等あるいは強制的な条件下で、性的性質の実際の身体的侵入または、 身体的侵入を脅かされること。

性的搾取:

性的目的のために、脆弱な立場、相手と差のある権力、または信頼関係の立場を濫用した実際 の虐待または虐待の未遂を意味する。他者の性的搾取から収益的、社会的、政治的利益を得る ことも含むが、これらに限定されない。

ネグレクト:

文化や慣習等の文脈や状況の違いなどによってその社会で一般的に受け入れられている行為 であったとしても、実質的に子ども(および、成人でも危険にさらされている人)の基本的な 身体的/精神的ニーズを満たさない状況が続くこと。

• 商業的搾取:

自己の(経済的)利益のために、仕事あるいはその他の行いにおいて他人を搾取し、その者の身体的、精神的健康や教育、道徳、社会的感情等の発達を害すること。

• セーフガーディング:

セーフガーディングとは、人々の健康、幸福、人権を保護し、あらゆる危害、虐待、搾取、ネグレクトを受けずに生活することを可能にすることを意味する。本団体においては「組織に関わる人々、組織運営、事業が、子どもたちや、成人でも危険にさらされている人たちにあらゆる形態の危害を与えないことを確実にするために、組織が負うべき責任 | とする。

• サバイバー:

虐待を受けたり、搾取されたりした人。「サバイバー」という用語は、強さ、回復力、生き残る能力を意味するので、「犠牲者」よりも優先的に使用されることが多いが、自分自身を識別する方法は個人の選択である。